

2023年4月3日

GX 脱炭素電源法案に関する質問

(2023年4月10日会合用)

I. 資源エネルギー庁

1. 経済産業省が運転期間40年を超えた原発の延長の認可を行う際（電気事業法第27条の29の2第2項）、具体的にはどのような審査を行うのか。審査体制、審査手法についてご教示いただきたい。

2. 運転期間の延長20年に上積みできるとしている期間について（電気事業法第27条の29の2第4項）

1) ロ「行政処分で運転が停止していたが、停止する必要がなかった期間」：停止する必要がなかった期間とは、具体的にはどのような期間を指すのか。

2) 「行政指導に従って事業者が原子炉の運転を停止していた期間」：例外なく認めるのか。

3) ニ「仮処分命令で運転を停止したが、運転を停止する必要がなかったと認められる期間」：運転を停止する必要がなかった期間とは、具体的にどのような期間を指すのか。

4) ニ「仮処分命令で運転を停止したが、運転を停止する必要がなかったと認められる期間」：司法判断について、行政が「運転を停止する必要がなかった」と認定することは適切なのか。

5) ホ「その他（中略）予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間」：原子力小委員会の議論では、延長を認定する期間は予見可能性を確保する観点から限定的に認定することとされていたが、この条項では、限定列举となっていない。

3. 今回、原子力基本法の改正案に、国の責務が詳細にかきこまれた。「立地対策、国民の理解促進、人材育成、産業基盤の維持および強化、事業環境整備」などが含まれている。

一方で、再エネ特措法においては、このようなことを「国の責務」に含めていない。

1) 原子力だけの特別扱いではないのか。

2) 再エネを主力電源化するという資源エネルギー庁の政策に従えば、再エネにおいても同様の規定を「国の責務」とすべきではないか。

II. 原子力規制庁

1. 運転期間の定めを原子炉等規制法から撤廃して電気事業法に移す根拠について、山中委員長は、令和2年7月29日見解に「運転期間の定めは利用政策判断であり規制委が意見すべきものではない」旨の記載があると説明してきた。ところが国会で岸田首相は、原発

の運転期間制限は「安全上の観点から設けられた」と答弁している（2月5日衆議院予算委員会など）。2012年当時の環境委員会の答弁からも、運転期間の制限は安全規制として定められたものであり、原発の安全規制を所掌する原子力規制委員会がこれを撤廃する根拠はないのではないかと。

2. 今回、原子炉等規制法に盛り込もうとしている、運転期間30年を超えた原発の長期施設管理計画に関する審査は、現在行われている高経年化技術評価と何が違うのか。

3. 原子力規制委員会は、「電気事業法等の一部を改正する法律案」の事前評価書において、「運転開始後60年を超えた発電用原子炉に対する安全規制を創設する」との理由で、規制の緩和ではなく拡充であるとしているが、それは安全上の観点から設けられた運転制限を撤廃するという規制の緩和によるものであり、規制の緩和と評価すべきではないか。「安全規制の創設」というが、中身は従来の高経年化技術評価に基づく審査と運転期間延長審査を合わせて名前を変えただけで拡充とはいえないのではないかと。

4. 高浜4号機の制御棒落下事故について

- (1) 原因は、建設当時から存在した異常が経年により顕在化したことというのでよいか。関電は、経年劣化とは設計通りの施工の場合に限られると勝手に定義しておいて今回は経年劣化ではないと決めつけているが、そのような言葉遊びで済ませてよいのか。
- (2) 日常的な点検や運転期間延長審査に関わる特別点検においてこの異常が発見できなかったのはなぜか。延長審査を見直すべきではないか。
- (3) 関電が主張する「はんだ付の劣化」原因説は推測に過ぎないことを規制委も認めている。最低限、格納容器貫通部（電気ペネトレーション）を取り出して、「はんだ付けの劣化」の確認を行うべきではないか。原因究明が不十分な状況でなぜ稼働を認めたのか。
- (4) 劣化により動かしてはいけない原発が高経年化の審査にかかったとき、果たして原子力規制委員会がそれを指摘し止めることができるのか。高浜4号機の事例からもできるとはとていえず、その点からも、60年の原発の運転制限を撤廃すべきではないのではないかと。

5. 原子力規制委員会設置法第三条について

- 1) 「我が国の安全保障に資する」とはどういう意味か。
- 2) 原子力規制委員会は「我が国の安全保障に資する」どのような活動を実施しているのか。

III.内閣府

1. 原子力委員会において、「原子力利用に関する基本的考え方」の改定について議論が行

われているが、原子力基本法の改正については議論がされたのか。

2. 原子力基本法を改定すべきという意見が、委員から出たのか。
3. 原子力基本法案を改定するという案の検討プロセスを開示されたい。いつ、どこで、どのように議論されたか。議事録をすべて公開されたい。
4. 原子力基本法の改正案においては、「国の責務」が詳細に書き込まれている。
 - 1) 立地対策、国民の理解促進、人材育成、産業基盤の維持および強化、事業環境整備などが含まれているが、これらは一義的には企業が自ら行うべきものではないのか。原子力産業を国が手厚く保護することとなり、モラルハザードとなるのではないのか。
 - 2) 原発がエネルギー安定供給、自律性の向上に資するかなど、議論の余地が大きい。原子力基本法に書き込むことは不適切ではないのか。たとえば、原発の事故やトラブルが電力供給に及ぼす影響、ウラン燃料は 100% 輸入依存であることなどを考慮すべきではないか。
5. 原子力基本法第二条 2 項について
 - 1) 2012 年改正で盛り込まれた「我が国の安全保障に資する」とはどのような意味か。
 - 2) 米原子力法（1946）にも原子力法の目的として類似の文言”the common defense and security”が頻出する。しかしこの文言は核を国家安全保障に用いることを前提にしている。当時、米原子力委員会は核の軍事利用と民生利用のどちらもを職掌していたが、現在は、エネルギー省と原子力規制委員会に改組され、エネルギー省は核兵器開発、原子力規制委員会は民生利用の規制（核セキュリティも含む）を担当するようになった。国会での議論を確認する限り、核の軍事利用は、「我が国の安全保障」で前提とされておらず、核セキュリティを含意する言葉として使われている。であれば、この文言は核セキュリティに変更するべきではないか。